

株 主 各 位

茨城県水戸市城南三丁目10番17号
ホリイフードサービス株式会社
代表取締役社長 藤 田 明 久

第40期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月27日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前11時（受付開始10時）

2. 場 所 茨城県水戸市三の丸2-1-1
水戸三の丸ホテル 3階 ジェンティール

3. 会議の目的事項

報 告 事 項 第40期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第1号議案 資本金の額の減少の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役7名選任の件

第4号議案 監査役3名選任の件

以 上

- 新型コロナウイルスの感染が終息していない状況に鑑み、ご自身の健康状態にご留意いただき、体調がすぐれない場合などには、ご無理をなさらず、ご来場を見合わせていただき、書面によって議決権を行使いただくことをご検討ください。また、ご出席される際はマスクの着用など感染拡大防止にご配慮くださいますようお願い申し上げます。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を出席票として会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。
- 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.horiiifood.co.jp/>)において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度の我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の第5波及び第6波による感染拡大により、感染拡大を防止するための対策が優先された結果、経済活動が停滞する状況のなか推移してまいりました。ワクチン接種が進むにつれ、重症化リスクは減少傾向をみせるものの、感染者数は下げ止まりの状況にあり、今後も経済活動への影響が強く懸念される状況にあります。また、ロシア・ウクライナ情勢による経済不安の拡大により、原油価格の高騰や商品価格の上昇が個人消費に影響を与えるなど、国内における消費活動は依然として厳しい状況にあります。

外食産業におきましては、緊急事態宣言の発令を受け感染防止に対する社会的な要請への協力が強く求められるなか、店舗休業や時間短縮営業等の対応を行ってまいりました。秋季には感染者数も一旦は減少傾向を示したものの、第6波オミクロン株の発生により冬季に入り当該感染症の感染拡大が再燃し、営業活動の抑制をあらためて求められる状況となりました。また、原材料価格の上昇をはじめ、資源価格の上昇が加わり依然として予断を許さない状況が続いております。

当社におきましても、社会的要請に従いアルコール提供の自粛をはじめ営業時間の短縮、店舗休業を行い、営業再開後に向け新たな業態開発を行ってまいりました。特に夜型の飲食需要自体が低迷する非常に厳しい状況にあるため、新たにラーメン業態及びイタリアン業態を開発し、今後の新たな柱へと育てる計画であります。そのような状況のもと、次の新規出店、業態変更及び店舗閉鎖を実施いたしました。

○新規出店店舗 4 店舗

大釜もつ煮五右衛門業態 1 店舗・肉寿司業態 1 店舗、

らぁ麺ふじ田業態(新業態) 1 店舗・ボンジョルノ食堂業態(新業態) 1 店舗

○業態変更店舗 5 店舗

しゃぶ将軍田なべ業態 2 店舗・うま囲業態 1 店舗・チェゴ業態 2 店舗

○店舗閉鎖 2 店舗

忍家業態 1 店舗・益益業態 1 店舗

以上により、当事業年度末の店舗数は90店舗となり、前事業年度末に比べ2店舗増加いたしました。

業績につきましては、売上高は2,160,716千円となり前事業年度に比べ606,719千円(21.9%)の減少となりました。また、販売費及び一般管理費は店舗休業に伴

う変動費の減少及び不動産賃料の一時的な引き下げ等の固定費削減により、2,658,883千円と前事業年度に比べ349,532千円(11.6%)減少しました。これらにより、営業損失は1,121,601千円となりましたが、新型コロナウイルス感染症対策への協力に対する公的な補助金828,107千円を営業外収益に計上したことにより損失は圧縮され、経常損失は289,571千円となりました。

なお、店舗休業に伴い発生しました休業手当306,996千円を特別損失に計上し、当該損失への補填として申請しました雇用調整助成金254,079千円を特別利益に計上いたしました。また、業績不振店舗にかかる減損損失28,679千円を計上し、店舗閉鎖の決定に伴い発生が見込まれる損失6,086千円を店舗閉鎖損失引当金繰入額として計上いたしました。

以上の結果、当期純損失は391,020千円となりました。

なお、以上の結果を踏まえ、期末配当につきましては、株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、見送らせていただきたいと存じます。

セグメント別の業績及び当事業年度末店舗数は次のとおりであります。

セグメント	売上高	営業損失	店舗数(店)
北関東エリア	1,053,523千円	△237,274千円	40(1)
首都圏エリア	625,759千円	△345,218千円	33(—)
東北エリア	481,433千円	△121,290千円	17(1)
その他	—千円	△417,818千円	—
合計	2,160,716千円	△1,121,601千円	90(2)

※店舗数の()内は前事業年度末との増減であります。

①北関東エリア

当セグメントは、茨城県・栃木県・群馬県に設置する店舗で構成しております。当セグメントを構成する店舗は、過半数が郊外に立地する店舗であり、それらの店舗は比較的長期保有の店舗となっております。これら、郊外型店舗に対する家族での食事利用を想定した業態への変更を進めてきたことで、一定の効果が表れてきたものと考えております。

しかしながら、感染力の高い新たな変異株の発生により若年層への感染が拡大し、学校をはじめ家庭内での感染拡大等により、家族での利用機会も減少、更には、まん延防止等重点措置の対象地域となり、店舗の休業を3月下旬迄継続致しました。

そのような状況の中、水戸市にラーメン業態「ふじ田」及び本格ナポリピッツァとイタリアンの業態「ボンジョルノ食堂」をそれぞれオープンし、今後の新たな業態確立に向けた取組を開始いたしました。その他、居酒屋業態につきましては、アルコール提供及び営業時間の短縮要請は継続され、極めて厳しい営業環境

を強いられてまいりました。

以上により、当事業年度末の店舗数は40店舗と、前事業年度末から1店舗増加しました。

②首都圏エリア

当セグメントは、東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県に設置する店舗で構成しております。当セグメントを構成する店舗は、駅前に立地する店舗が大半を占めております。当該地域は集散人口が比較的多く広告宣伝に対する感度が高い地域であります。

また、当セグメントは新型コロナウイルス感染者が最も多い地域であり、まん延防止等重点措置及び緊急事態宣言の影響を受け、4月から9月にかけて大半の店舗が休業を実施いたしました。10月より営業を再開できたものの、感染力の高い新たな変異株の発生により1月下旬から3月下旬にかけては再びまん延防止等重点措置の対象エリアとなり、アルコール提供及び営業時間の短縮要請が継続されたことで、店舗の休業を行いました。当セグメントは当社が出店する地域において最も厳しい営業環境を強いられたエリアであります。

以上により、当事業年度末の店舗数は33店舗となり、前事業年度末からの増減はありません。

③東北エリア

当セグメントは、宮城県・福島県・山形県に設置する店舗で構成しております。当セグメントを構成する店舗は、北関東エリアと同様に郊外に立地する店舗が多数を占めております。

また、当セグメントは新型コロナウイルス感染者が比較的少ない地域ではありますが、県独自の感染拡大防止措置による、休業要請により8月上旬から9月下旬にかけて店舗の休業を実施いたしました。その後順次全店舗の営業を再開し、11月には肉寿司業態の2号店目となる「郡山肉寿司」を駅前にオープンいたしました。他のエリア同様極めて厳しい営業環境を強いられております。

以上により、当事業年度末の店舗数は17店舗と、前事業年度末から1店舗増加しました。

④その他

当セグメントは、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、各報告セグメントに配分されていない全社費用を管理しております。

本部における管理費用は、店舗休業や店舗閉鎖等により減少いたしました。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度の設備投資については、店舗網の拡大を目的として4店舗を新設し、既存店舗の再開発のため5店舗の業態変更を行いました。

なお、報告セグメント別の設備投資金額は次のとおりであります。

報告セグメント	設備投資金額
北関東エリア	53,285千円
首都圏エリア	27,950千円
東北エリア	46,044千円
合計	127,280千円

(3) 資金調達の状況

当社は、資金の機動的かつ安定的な調達に向け、2021年2月に水戸信用金庫とコミットメントライン契約を更新し、契約期間を2年として締結いたしました。

なお、当事業年度における借入実行残高は1,500,000千円であります。

(4) 対処すべき課題

現在の我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発令されるなど、経済活動に著しい制約を受けております。

当社におきましても、社会的な要請への対応に加え、お客様と従業員を感染リスクから守るため店舗休業及び時間短縮営業を実施してまいりました。

そのような状況のもと、当社は以下のような課題に取り組み、企業価値の増大を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

①新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症が、我が国の経済活動や当社の事業活動に与える影響は甚大であり、また、先行きの不透明感は拭えません。

当社におきましても、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置に基づく行政からの要請に従い、関東及び東北地方1都9県で時短営業及び休業対応を行ったことにより、外食需要自体が低迷する非常に厳しい状況にあります。

この結果、売上が著しく減少し、継続的に営業損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しているものと認識しております。

こうした状況に対応すべく、既存の店舗内営業においては従業員の出勤前の検温、マスク着用、手指の消毒を徹底するとともに、新たな営業方法としてテイクアウト及びデリバリーを実施しております。また、郊外型店舗を中心に、しゃぶしゃぶをはじめ、焼肉、和食業態への業態変更を進め、コロナ禍における収益確保に向けた取組を進めております。

さらに、資金面におきましても、2021年2月に締結いたしました取引金融機関とのコミットメントライン契約を2年間とし、想定外の事態が生じた場合であっても、十分な運転資金を確保できる対応を図っております。なお、当該コミットメントライン契約には財務制限条項が付されており、当期末において抵触いたしました。しかしながら、期限の利益を喪失するまでの約定はないことから影響は軽微な範囲であると判断しております。

当社は、以上を踏まえ、当事業年度末日の翌日から12ヶ月間の資金計画を作成した結果、重要な資金繰りの懸念がないことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

②顧客満足度及び従業員満足度の向上

広告宣伝及び販売促進の強化により、ご来店いただいたお客様にご満足いただき、再来店へとつなげる店舗運営を可能とするため、QSC(クオリティ・サービス・クリンリネス)レベルの更なる向上を推進してまいります。

顧客満足度の向上に資するため、従業員が最大の能力を発揮できる環境を整備し、従業員の資質向上のための教育指導体制を確立してまいります。また、営業

実績に連動した報奨制度の充実により営業努力が正当に報われる就労環境を整備してまいります。

従業員満足度の向上が顧客満足度の向上に連動する好循環を実現し、安定的な成長基盤の構築を進めてまいります。

③経営支援契約による業務改善

当社と同一の親会社を持つ株式会社TBI JAPANとの間で締結しております経営支援契約による業務改善の推進、及びスケールメリットを生かした経費削減を進めることにより、全社的な業況の改善を図ってまいります。

④商品力の強化

多様化する顧客ニーズへの対応を可能とする安心安全かつオリジナリティ溢れる商品体系の構築をそれぞれの業態の範囲において進めてまいります。また、業態毎に適時適切なキラーコンテンツを導入し、来店動機の向上及び販売増加を図ってまいります。

⑤業態構成の適正化

当社は、主力である「忍家」業態を中心に店舗展開を進めてまいりました。当該業態は、基本的に幅広い飲食需要に対応を可能とする考えに沿って開発されたものでありますが、コロナ禍においては時短営業及び酒類の提供に制限を受けており厳しい経営環境にあります。専門性の高い業態が好まれる傾向にあります。市場動向に敏感に対応できる業態開発体制を整備してまいります。

当期は、ラーメン業態及びイタリアン業態を開発し新たな業態の柱とすべく取組をスタートいたしました。酒類販売に過剰に依存しない食事性の高い業態の開発を進め、総合飲食企業として確立してまいります。

⑥事業構成の多角化

当社は、飲食業店舗の多店舗展開による事業を行ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により甚大な営業被害を被っております。かかる状況は、当社の主力事業である飲食業の社会情勢の変化に対する脆弱性が露見したものと考えております。今後は、食に関連したより多角的な事業展開を進め、持続可能となる企業体質の強化を進めてまいります。

⑦人事制度・教育体制の充実

アルバイトを含めた全てのスタッフが「理念」を共有し、店長を中心に、共に学び育つ、「共育・共学の精神」で、有能な若手社員にチャンスを与え組織の活性化を目指します。また、スーパーバイザーによるきめ細やかな店舗での直接指導、マニュアルの見直しや採用の支援などを行っております。それらにより安定した店舗運営力を発揮できるよう、店舗と本部が連携した体制の整備を進め、社員のマネジメントスキルの向上と業容拡大を担う人材を育成してまいります。

⑧営業エリアの選定

当社は、同一地域への複数店舗展開(ドミナント戦略)を事業戦略として、北関東を中心とした地方の郊外型店舗のノウハウを構築し、低コストによる効率的な

運営を主軸とした店舗展開を進めてまいりました。しかしながら、酒類消費が減退傾向を示す状況のなか、同業態間の競争に加え他業態による付加価値としての酒類販売強化等により、当該地域における競争は激化しております。

また、事業規模の拡大及び企業イメージの確立を目的として、市場規模の大きな首都圏エリア(東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県)への出店も進めてまいりました。

今後の中期的な出店地域の選定においては、相対的に集散人口が多く、かつ費用管理面における優位性を考慮し、地域の拡大は行わず同エリア内の出店を中心に進める方針であります。

また、広告宣伝による集客力の向上を図り、出店地域及び店舗立地の自由度を高めてまいります。

⑨店舗網の拡充

これまででは、既存店舗の業況改善が緊急の課題でありましたが、業績不振店舗の閉鎖、業態変更及び販売促進の強化等により、一定の成果を見たものと考えております。今後は店舗網を拡充し、事業規模の拡大を図ることにより更なる成長を目指してまいります。

⑩管理体制の確立

当社はシンプルかつ明瞭な組織体制によるスピーディーな経営を目指しております。今後の業容の拡大に並行し、リスクに見合った管理体制を確立してまいります。

⑪自然災害への対処

我が国は、毎年のように被害を及ぼす台風や、巨大地震などの自然災害が多発する国であります。このような自然災害に伴う人的・物的な被害状況を正確に把握できる連絡体制を確立し、通常営業への早期な復帰を可能としてまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第37期 (2019年3月期)	第38期 (2020年3月期)	第39期 (2021年3月期)	第40期(当期) (2022年3月期)
売 上 高 (千円)	6,660,159	6,148,219	2,767,435	2,160,716
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	309,109	151,207	△775,462	△289,571
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	249,489	△565,485	△1,054,926	△391,020
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (円)	44.00	△99.74	△186.06	△68.96
総 資 産 (千円)	3,653,804	2,887,291	2,458,892	2,655,907
純 資 産 (千円)	2,433,491	1,833,047	777,320	388,921
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	429.22	323.31	137.10	68.60

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

(親会社との関係)

当会社の親会社は株式会社TBIホールディングスであり、同社は当社の株式を2,976,800株(議決権の52.5%)保有しております。

なお、当社と同社は資本業務提携契約を締結しており、当該契約に基づき同社は当社の経営支援を行っております。

(7) 主要な事業内容

当社は、首都圏エリア及び北関東エリアを中心に、自社開発業態による外食事業を展開しております。また、業態開発費用の低減及び安定的な収益確保を目的として、フランチャイズを利用した店舗展開を行っております。

業態の名称	特 徴	店舗数
隠れ菴 忍家	上質の癒しとくつろぎの個室空間にこだわった新和風ダイニングレストラン。	49
益益	多彩なお料理を個室空間でお食事できる新タイプのダイニング風レストラン。	3
しゃぶしゃぶ三昧 巴	三つのだしで楽しむしゃぶしゃぶとお寿司が食べ放題の業態。	1
常陸之國 もんどころ	茨城の美味を味わい尽くす地産地消の業態。	5
うま囲	牛たんとうまいものに囲まれて食を楽しむ業態。	3
しゃぶ将軍 田なべ	5種だしのしゃぶしゃぶと寿司・デザート食べ放題の業態。	4
大釜もつ煮 五右衛門	大釜で煮込む究極のもつ煮込みをお酒とともに楽しんでいただける業態。	3
たんonton	熟成豚を使用したこだわりのトンカツと牛タン・馬肉の業態。	1
チュゴ!!	韓国の辛さと旨味が凝縮された、本格派のスンドゥブと焼肉の業態。	2
ボンジョルノ食堂	本格ナポリピッツァと生ハムが楽しめる大衆イタリアン業態。	1
赤から	名物赤から鍋とセセリ焼きをご堪能いただく業態。	14
肉寿司	職人が新鮮な馬肉、様々なお肉を握り、お酒を楽しんでいただく業態。	2
上ル商店	早く安くヘルシーな天ぷら酒場。	1
らぁ麺ふじ田	「素材とうまさ」にこだわった本格ラーメン業態。	1

(注) 店舗数は2022年3月31日現在の数であります。

(8) 主要な営業所

① 本社

茨城県水戸市城南三丁目10番17号

② 都道府県別の店舗数

	都 道 府 県	店 舗 数
北 関 東 エ リ ア	茨 城 県	29店
	栃 木 県	9店
	群 馬 県	2店
	小 計	40店
首 都 圏 エ リ ア	埼 玉 県	13店
	東 京 都	7店
	千 葉 県	8店
	神 奈 川 県	5店
	小 計	33店
東 北 エ リ ア	福 島 県	10店
	宮 城 県	6店
	山 形 県	1店
	小 計	17店
合 計		90店

(注) 店舗数は2022年3月31日現在の数であります。

(9) 従業員の状況

従 業 員 数 (名)	前 期 末 比 増 減 数 (名)
152 (191)	△17(△16)

- (注) 1. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1人当たり2,083時間/年換算)であります。
2. 臨時従業員は、パートタイマー・アルバイトの従業員を含み派遣社員を除いております。
3. 減少の主な要因は、店舗閉鎖及び店舗休業による労働時間の減少によるものであります。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
水戸信用金庫	1,500,000千円

(注) 当社におきましては、安定的かつ機動的な運転資金の調達を行うため水戸信用金庫と貸出コミットメントライン契約を締結しております。
当期末における貸出コミットメントラインに係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

貸出コミットメントラインの総額 2,000,000千円
借入実行残高 1,500,000千円
差引額 500,000千円

- (11) その他会社の現況に関する重要な事項
記載すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 20,280,000株
(2) 発行済株式の総数 5,669,561株(自己株式439株を除く)
(3) 株主数 9,762名
(4) 上位10位の株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
株式会社TBIホールディングス	2,976千株	52.50%
堀井 克美	281千株	4.95%
ホリイフード従業員持株会	109千株	1.93%
林 喜代志	80千株	1.41%
横須賀 修	60千株	1.06%
株式会社筑波銀行	60千株	1.05%
飯田 益弘	57千株	1.01%
大貫 春樹	46千株	0.81%
根本 輝昌	40千株	0.70%
堀井 君代	40千株	0.70%

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式(439株)を控除して計算しております。
3. 持株比率の算定については、表示数値以下を切り捨てて記載しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	水谷謙作	インテグラル株式会社 取締役パートナー インテグラル・パートナーズ株式会社 取締役 株式会社TBIホールディングス 取締役
代表取締役社長	藤田明久	営業管理本部長
取締役	大貫春樹	経営管理本部長兼経理部長
取締役	根本央紀	商品開発部長
取締役	後藤浩之	株式会社TBIホールディングス 代表取締役 株式会社TBIJAPAN 代表取締役
取締役	田中伸治	株式会社TBIホールディングス 執行役員管理本部長
社外取締役	四ツ倉宏幸	税理士法人Y&パートナーズ 代表
常勤監査役	沼田和久	
社外監査役	戸村修一	戸村修一税理士事務所 代表
社外監査役	中村岳広	中村岳広公認会計士事務所・税理士事務所 代表

- (注) 1. 四ツ倉宏幸氏は、社外取締役であります。
2. 戸村修一及び中村岳広の両氏は、社外監査役であります。
3. 社外監査役の戸村修一氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 社外監査役の中村岳広氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 社外取締役の四ツ倉宏幸氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 社外監査役の中村岳広氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。以下同。）及び監査役全員との間に会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の取締役及び監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項各号に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度額としております。

(3) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等賠償責任、法人雇用関連賠償、法人有価証券賠償、及び代表訴訟対応費用を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬限度額は、2012年6月27日開催の株主総会において年額200,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名であります。

なお、取締役の報酬等（基本報酬及び賞与）の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、個々の取締役の報酬につきましては、役員規程に従い使用人の給与等を勘案し、取締役会の決議により定めております。

監査役の報酬限度額は、2012年6月27日開催の株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

なお、監査役の報酬（基本報酬及び賞与）の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、個々の監査役の報酬につきましては、役員規程に従い監査役会の協議により定めております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2012年6月27日開催の株主総会において年額200,000千円以内と決議しております。

監査役の報酬限度額は、2012年6月27日開催の株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長水谷謙作氏が個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

この権限の内容は、職務の内容、実績・成果、従業員の報酬水準、及び過去の支給実績などを総合的に勘案して報酬を決定するものであり、その総額は株主総会で定められた報酬限度額の範囲内となっております。

これらの権限を委任した理由は、各取締役の職務内容等を合理的に判断できる者として代表取締役会長が適任であると取締役会において決議されたためであります。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

取締役 7名	39,960千円
(内社外取締役 1名)	(1,200千円)
監査役 3名	10,800千円
(内社外監査役 2名)	(3,600千円)
計	50,760千円

(注)当事業年度末現在の人員は、取締役7名(うち社外取締役1名)、監査役3名(うち社外監査役2名)であります。また、無報酬の取締役3名が在籍しているためであります。

(5) 社外役員に関する事項

取締役 四ツ倉宏幸氏

○重要な兼職先と当社との関係

税理士法人Y&パートナーズ 代表

なお、当社との間に重要な取引関係はありません。

○当事業年度における主な活動内容

当事業年度において開催された取締役会12回すべてに出席し、主に税理士としての専門的見地からのご発言をいただきました。

○社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

税理士としての専門的知見に基づき、取締役会において専門的な発言を頂いております。また、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

監査役 戸村修一氏

○重要な兼職先と当社との関係

戸村修一税理士事務所 代表

なお、当社との間に重要な取引関係はありません。

○当事業年度における主な活動内容

当事業年度において開催された取締役会12回すべてに出席し、主に税理士としての専門的見地からのご発言をいただきました。また、当事業年度開催の監査役会12回すべてに出席し、監査結果への意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行われております。

監査役 中村岳広氏

○重要な兼職先と当社との関係

中村岳広公認会計士事務所・税理士事務所 代表

なお、当社との間に重要な取引関係はありません。

○当事業年度における主な活動内容

当事業年度において開催された取締役会11回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地からのご発言をいただきました。また、当事業年度開催の監査役会

11回に出席し、監査結果への意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行われております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

かなで監査法人

(注) 当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは、2021年6月29日開催の第39期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬の額

21,000千円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

21,000千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業の社会的責任を自覚し、法令遵守に対するコンプライアンス・ガイドラインを定め、役員及び使用人の総てに遵守を周知徹底します。
- ② 部長が参加するコンプライアンス委員会を定期的に開催し、全社的なコンプライアンス体制の整備と諸問題の把握に努め、コンプライアンス上重要と判断された問題に対しては当委員会で審議のうえ取締役会に報告され、必要な規程の改廃を行います。
- ③ 当社の役員及び部長は、担当する部門の総ての使用人に対しコンプライアンス・ガイドラインの遵守を指導監督する義務を負います。
- ④ 当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行及び意思決定に係る文書並びに情報は、文書取扱規程その他社内規程の定めるところに従い適切に保存及び管理します。監査役が求めた時は、取締役はいつでもこれらの情報を閲覧に供します。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務執行に係るリスクへの認識や評価を正しく行うために、リスク管理規程を定め全社的な管理体制を整備します。
- ② リスク管理の実効性を確保するため、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、社内外で発生した損失の危険がある事象について検討を行い、重要性の高いものについては取締役会へ報告する体制とします。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 全社的な経営の目標となる年度計画を策定し、代表取締役の審議機関として機能する経営会議を通じて報告される実績報告により適切な対策を講じます。
- ② 取締役会規程及び職務責任基準により定められている事項については、取締役会に付議します。
- ③ 日常の職務遂行については、業務分掌規程及び職務責任基準に基づいた権限委譲が行われ、各部門の責任者が意思決定ルールに従い業務を遂行します。

(5) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務を補助する組織を総務部とし、当該使用人の人選等については、監査役の意見を考慮し検討するものとします。

(6) 当社の監査役を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人の人事異動等については、監査役の意見を尊重するものとします。

(7) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

- ① 取締役及び使用人は、監査役の求めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な情報を報告及び情報提供を行うものとします。
- ② 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見認識した場合には、速やかに監査役に報告を行うものとします。

- (8) 当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社の内部通報制度において、内部通報窓口にて受け付けた通報内容については通報受付票によって、また調査後に講じた是正措置および再発防止措置については通報案件報告書によってそれぞれ速やかに監査役へ報告することとしています。
 - ② 内部通報制度運用規程において、当社は、通報者等が通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行ってはならないと定めています。
- (9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会のほか、必要に応じて重要なあらゆる会議に出席し、必要な報告を求めることができます。また、代表取締役及び監査役、並びに会計監査人はそれぞれ定期的に情報交換、意見交換を行うものとします。
- (10) 当社の監査役を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役を補助を職務とする使用人は、その職務については取締役及び所属上長の指揮命令を受けないものとし、監査役の指揮命令に従うものとします。
- (11) 当社の監査役職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に関する事項
- 監査役職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理等所要費用の請求を監査役からうけたときは、当社は監査役職務執行に明らかに必要でない認められる場合を除き、その費用を負担します。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社はコーポレート・ガバナンスを、透明性の高い健全な企業運営及び経営の効率性と高い競争力の維持を実現する企業組織体制を確立することによって、全てのステークホルダーから信頼を確保し、その利益の最大化を図ることであると位置付けております。この方針を充実・機能させるために、「内部統制システムの基本方針」を定め、運用を行っております。リスク管理及びコンプライアンス体制として、代表取締役社長を委員長として各部室長で構成するコンプライアンス委員会を毎月開催し、それぞれの所管業務に係るリスクを収集把握し、業務の改善に努めて参りました。また、財務報告の信頼性確保を目的として、財務報告に係る内部統制を整備、運用しており、全社統制をはじめ、各業務プロセスについて有効性を確認しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
[流 動 資 産]	[1,767,060]	[流 動 負 債]	[1,890,489]
現 金 及 び 預 金	1,350,552	買 掛 金	54,361
売 掛 金	46,668	短 期 借 入 金	1,500,000
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	36,911	リ ー ス 債 務	1,352
前 払 費 用	92,523	未 払 金	157,596
未 収 入 金	200,970	未 払 費 用	27,169
そ の 他	39,434	未 払 法 人 税 等	25,356
[固 定 資 産]	[888,846]	預 り 金	67,467
(有 形 固 定 資 産)	(268,422)	賞 与 引 当 金	27,540
建 物	227,060	株 主 優 待 引 当 金	23,904
構 築 物	2,447	店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金	5,269
車 輛 運 搬 具	2,195	そ の 他	470
工 具、器 具 及 び 備 品	36,719	[固 定 負 債]	[376,496]
(無 形 固 定 資 産)	(1,730)	繰 延 税 金 負 債	9,620
商 標 権	9	資 産 除 去 債 務	356,864
リ ー ス 資 産	1,225	そ の 他	10,010
電 話 加 入 権	495	負 債 合 計	2,266,985
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(618,693)	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	100,876	[株 主 資 本]	[369,961]
関 係 会 社 株 式	6,000	(資 本 金)	(292,375)
出 資 金	5,030	(資 本 剰 余 金)	(282,375)
長 期 貸 付 金	62,281	資 本 準 備 金	282,375
長 期 前 払 費 用	13,518	(利 益 剰 余 金)	(△204,596)
敷 金 及 び 保 証 金	430,985	利 益 準 備 金	4,500
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△209,096
		別 途 積 立 金	1,000,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	△1,209,096
		(自 己 株 式)	(△192)
		[評 価 ・ 換 算 差 額 等]	[18,960]
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	18,960
資 産 合 計	2,655,907	純 資 産 合 計	388,921
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	2,655,907

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,160,716
売 上 原 価		623,434
売 上 総 利 益		1,537,281
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,658,883
営 業 損 失		1,121,601
営 業 外 収 益		841,099
受 取 利 息 及 び 配 当 金	8,173	
補 助 金 収 入	828,107	
そ の 他	4,818	
営 業 外 費 用		9,068
支 払 利 息	8,568	
そ の 他	500	
経 常 損 失		289,571
特 別 利 益		254,079
雇 用 調 整 助 成 金	254,079	
特 別 損 失		341,865
固 定 資 産 売 却 損	42	
固 定 資 産 除 却 損	61	
減 損 損 失	28,679	
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額	6,086	
休 業 手 当	306,996	
税 引 前 当 期 純 損 失		377,357
法 人 税 等 合 計		13,663
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	12,310	
法 人 税 等 調 整 額	1,352	
当 期 純 損 失		391,020

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
2021年4月1日残高	292,375	282,375	282,375	4,500	1,000,000	△818,075
事業年度中の 変 動 額						
当期純損失						△391,020
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の 変 動 額 合 計						△391,020
2022年3月31日残高	292,375	282,375	282,375	4,500	1,000,000	△1,209,096

	株 主 資 本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金 合 計	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2021年4月1日残高	186,424	△192	760,981	16,339	16,339	777,320
事業年度中の 変 動 額						
当期純損失	△391,020		△391,020			△391,020
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				2,621	2,621	2,621
事業年度中の 変 動 額 合 計	△391,020		△391,020	2,621	2,621	△388,399
2022年3月31日残高	△204,596	△192	369,961	18,960	18,960	388,921

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(個別注記表)

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式 ……………移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原 材 料……………最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法を採用しております。

（リース資産
を除く）

なお、主な耐用年数は、

建物 10～20年

構築物 10～20年

車両運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 3～6年であります。

無形固定資産……………定額法を採用しております。

（リース資産
を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

長期前払費用……………定額法を採用しております。

リ ー ス 資 産……………所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金…………… 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金…………… 従業員の賞与の支払に備えて賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

店舗閉鎖損失引当金…………… 閉鎖を決定した店舗について、将来の店舗閉鎖に伴い発生すると見込まれる損失額を計上しております。

株主優待引当金…………… 将来の株主優待券の利用による費用等の発生に備えるため、株主優待券の利用実績に基づいて、翌期以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準…………… 当社は和食ダイニングレストランを中心とした外食産業を営んでおり、顧客から注文を受けた飲食物を提供した時点で、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる、影響は軽微であります。

・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

3. 会計上の見積りに関する事項

(固定資産の減損)

①当事業年度に計上した金額

(単位:千円)

	当事業年度
有形固定資産	28,679
合計	28,679

②その他見積りの内容に関する理解に資する情報

固定資産の減損損失の測定にあたっては、減損の兆候が把握された各店舗の将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フロー合計が当該店舗固定資産の帳簿価額を下回るものについて、回収可能価額が固定資産の帳簿価額を下回るものについて減損損失を認識しております。

当事業年度は、首都圏の1都3県を中心とした緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の発令が9月末まで続きましたが、自治体からの営業時間短縮要請に対する協力金が支給されることとなり、店舗休業を選択することで費用の発生を抑え営業再開に備えました。その間に2回目のワクチン接種が進んだことにより10月以降営業再開となり売上高は徐々に回復に向かいました。しかしながら、1月以降新たな変異株の流行により、再びまん延防止等重点措置が発令され3月下旬まで影響しました。また、この間に3回目のワクチン接種も進み、重症化リスクが減ったことを受け、コロナ発生前の水準には戻らないまでも、営業を継続できる見込みから再見積りを行いました。

こうした状況を踏まえ、2021年10月以降の営業再開後の傾向から、2022年4月以降、徐々に売上高は回復に向かうものの、2024年頃までは一定の影響が残るものと仮定し見直しいたしました。これにより、当事業年度において、固定資産の減損損失を28,679千円計上いたしました。

なお、当該金額は現時点における最善の見積りであるものの、見積りに用いた仮定の不確実性は高く、新型コロナウイルス感染症の感染状況やその経済環境への影響が変化した場合には、将来において追加の減損損失を計上する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

①資産から直接控除した減価償却累計額

	(千円)
建物	2,790,614
構築物	36,356
車両運搬具	4,773
工具、器具及び備品	124,659
リース資産	75,289
有形固定資産 計	3,031,693

②関係会社に対する金銭債務

	(千円)
短期金銭債務	45,557

③当座借越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座借越契約及び取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	(千円)
当座借越極度額及び コミットメントライン契約の総額	2,400,000
借入実行残高	1,500,000
差引額	900,000

5. 損益計算書に関する注記

①関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

	(千円)
営業取引による取引高	
売上高	13
仕入高	542,053
販売費及び一般管理費	28,272

②減損損失

当社は、当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

(単位：千円)

エリア	用途	種類	減損損失
北関東	店舗	建物	1,854
		工具、器具及び備品	2,297
		小計	4,152
首都圏	店舗	建物	4,020
		工具、器具及び備品	3,769
		小計	7,790
東北	店舗	建物	12,432
		工具、器具及び備品	4,304
		小計	16,736
合計			28,679

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とした資産のグルーピングを行い減損会計を適用しております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額した当該減少額(28,679千円)を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、零として評価しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,670,000	—	—	5,670,000
合計	5,670,000	—	—	5,670,000

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	439	—	—	439
合計	439	—	—	439

(3) 当事業年度中に実施した剰余金の配当
該当事項はございません。

(4) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当
該当事項はございません。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
減損損失	143,634
資産除去債務	108,701
未払事業税	3,973
賞与引当金	8,388
繰延資産償却額	4,584
株主優待引当金	7,281
有価証券評価損	4,843
一括償却資産	1,722
未払法定福利費	1,277
商標権償却額	1
繰越欠損金	687,300
その他	2,951
繰延税金資産 小計	974,660
評価性引当額	△974,660
繰延税金資産 合計	—
繰延税金負債	
資産除去債務に関連する有形固定資産	3,548
その他有価証券評価差額金	6,072
繰延税金負債 合計	9,620
繰延税金負債の純額	9,620

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の原因となった主な項目別の内訳

当事業年度は、税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

8. 金融商品に関する注記

(金融商品の状況に関する事項)

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に飲食店運営事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達するものとしております。また、短期的な運転資金の効率的な調達のため、取引銀行と当座借越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、リスクヘッジのみに利用する旨の規程を設けております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客及び取引先への信用リスクに晒されております。

未収入金は、主に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への協力として実施した店舗休業等に対する給付金及び休業手当の支給に対応した雇用調整助成金、並びにその他取引先に対する債権であります。従いまして、その他取引先への信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に株式及び投資信託であり市場価格の変動リスクに晒されております。

建設協力金である長期貸付金、敷金及び保証金は建物を賃借する際に差し入れており、いずれも物件所有者の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、すべて1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引にかかるリース債務は、運転資金及び設備資金の調達を目的としたものであり、返済期限は決算日後、最長のもので1年6ヶ月後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である売掛金については、顧客の現金以外での決済を当社が提携しているクレジットカード会社に原則として限定することによって、回収不能となるリスクの排除に努めております。

長期貸付金並びに敷金及び保証金は経理部主管で定期的にモニタリングし、取引先毎に財政状況等の悪化による回収リスクの早期把握や軽減を図っております。

また、貸借先の集中を極力排除し、個々の債権にかかる信用リスクを僅少に留めることに努めております。

②市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、購入の際には安全性の高い銘柄及び商品に限定しております。また、定期的に時価を把握し、価格変動に伴う損失の発生を僅少なも

のに留めることに努めております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が資金計画を作成・更新しております。月次決済資金に相当する以上の流動性を常に確保する方針としており、一時的な不足が懸念される場合には短期的な銀行借入により賄っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(金融商品の時価等に関する事項)

2022年3月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	100,876	100,876	—
(2) 敷金及び保証金	430,985	425,557	△5,428
(3) 長期貸付金	62,281	66,854	4,572
資 産 計	594,144	593,288	△855

(注1) 「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「買掛金」「短期借入金」「リース債務」(対象はすべて1年以内の返済予定である。)
「未払金」「預り金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、(金融商品の時価等に関する事項)の表中には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりでございます。

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
関係会社株式	6,000
出 資 金	5,030

(金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項)

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	49,102	—	—	49,102
資産計	49,102	—	—	49,102

(*) 投資信託の時価は上記に含めておりません。投資信託の貸借対照表計上額は51,774千円あります。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	425,557	—	425,557
長期貸付金	—	66,854	—	66,854
資産計	—	492,411	—	492,411

(※)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金、並びに長期貸付金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローを償還期間に対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	6,000千円
持分法を適用した場合の投資の金額	6,858千円
持分法を適用した場合の投資損失の金額	△4,711千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	(株)ホリイ物流	(所有) 直接20.0	食材等の仕入	食材及び飲料の仕入	542,053	買掛金	43,150

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等

商品の仕入につきましては、同社以外からも複数の見積り入手し、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定しております。

2 取引金額は消費税等を含んでおりませんが、期末残高は消費税等を含んだ金額であります。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	合計
	北関東 エリア	首都圏 エリア	東北 エリア	計		
売上高						
茨城県	749,275	—	—	749,275	—	749,275
栃木県	268,978	—	—	268,978	—	268,978
群馬県	35,269	—	—	35,269	—	35,269
東京都	—	133,996	—	133,996	—	133,996
埼玉県	—	252,483	—	252,483	—	252,483
千葉県	—	145,719	—	145,719	—	145,719
神奈川県	—	93,560	—	93,560	—	93,560
宮城県	—	—	171,964	171,964	—	171,964
福島県	—	—	264,928	264,928	—	264,928
山形県	—	—	44,540	44,540	—	44,540
顧客との契約 から生じる収益	1,053,523	625,759	481,433	2,160,716	—	2,160,716
外部顧客への 売上高	1,053,523	625,759	481,433	2,160,716	—	2,160,716

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、1. 重要な会計方針に係る事項の
(5) 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。

また、顧客企業との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	68円	60銭
1株当たり当期純損失	68円	96銭

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

ホリイフードサービス株式会社
取締役会 御中

かなで監査法人

東京都中央区

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 白 井 正

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 石 井 宏 明

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ホリイフードサービス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められる。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人かなで監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

ホリイフードサービス株式会社 監査役会

常勤監査役 沼田和久 ㊟

社外監査役 戸村修一 ㊟

社外監査役 中村岳広 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本金の額の減少の件

当社は、適切な税制への適用を通じて財務内容の健全性の向上を目指しつつ、今後の資本政策の柔軟性を図ることを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行いたいと存じます。

なお、本議案は発行済株式総数を変更することなく、資本金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。

資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金の額292,375,000円のうち、192,375,000円を減少し、100,000,000円とし、減少する資本金の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。

(2) 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額192,375,000円の全額をその他資本剰余金へ振り替えます。

(3) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2022年8月1日（予定）

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(参考書類等のインターネット開示) 第15条 当社は、株主総会参考書類、<u>計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p> <p>< 新 設 ></p> <p>< 新 設 ></p>	<p>< 削 除 ></p> <p>(電子提供措置等) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則) 1. <u>現行定款第15条(参考書類等のインターネット開示)の削除および変更第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員(7名)は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、次の取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
①	<p style="text-align: center;">みずたに けんさく 水谷 謙作 (1974年3月8日)</p> <p style="text-align: center;">再 任</p>	<p>1998年4月 三菱商事株式会社 入社 2005年2月 モルガン・スタンレー証券会社 入社 2006年1月 GCA株式会社 入社 2007年12月 インテグラル株式会社 取締役パ ートナー就任(現任) 2009年1月 株式会社ビー・ピー・エス 取締 役就任 2012年1月 インテグラル・パートナーズ株式 会社 取締役就任(現任) 2013年9月 株式会社TBIホールディングス 取締役就任(現任) 2014年12月 キュービーネットホールディング ス株式会社 取締役就任 2016年3月 株式会社コンヴァノ 取締役就任 2016年6月 信和株式会社 取締役就任 2017年6月 当社代表取締役会長就任(現任) 2017年10月 株式会社カスタマーリレーション テレマーケティング(現 株式会 社ダイレクトマーケティングミッ クス) 取締役就任(現任) 2018年9月 株式会社ビッグツリーテクノロジ &コンサルティング 取締役就 任(現任) 2019年10月 日東エフシー株式会社 取締役就 任(現任) 2020年3月 株式会社T-Garden 取締役就任 (現任) 2020年6月 株式会社コンヴァノ 取締役就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) インテグラル株式会社 取締役パートナー インテグラル・パートナーズ株式会社 取締役 株式会社TBIホールディングス 取締役</p>	—
(選任理由)		<p>水谷謙作氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることに加え、当社が営む事業に精通していることから、当社の経営全般に対して適切な監督を行い企業価値の向上に寄与するものと考え、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数
②	<p style="text-align: center;">ふじた あきひさ 藤田 明久 (1967年6月24日)</p> <p style="text-align: center;">再 任</p>	<p>1987年4月 日本料理篁入店 1989年10月 朋栄森林開発株式会社入社 1996年10月 当社入社 2005年10月 営業部長就任 2013年4月 執行役員営業統括部長兼南関東事業部長就任 2015年6月 当社取締役就任 2016年4月 営業管理本部長就任 2016年10月 第1事業部長就任 2020年4月 当社代表取締役社長就任(現任) 2022年2月 営業管理本部長就任(現任)</p>	30,100株
	<p>(選任理由) 藤田明久氏は、長年外食業界に従事し、豊富な経験と実績を有しており、2020年4月より当社代表取締役社長に就任いたしました。当社の事業に関する幅広い知見及び適切な判断力を有しており、当社経営の推進と企業価値向上に手腕を発揮しておりますことから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		
③	<p style="text-align: center;">おおぬき はるき 大貫 春樹 (1967年3月15日)</p> <p style="text-align: center;">再 任</p>	<p>1985年4月 常陽産業株式会社入社 1992年4月 当社入社 2000年10月 営業本部長就任 2001年4月 当社取締役就任(現任) 2005年10月 総務部長就任 2008年4月 人事部長就任 2010年4月 人事企画部長就任 2015年7月 総務部長就任 2017年6月 経営管理本部長就任(現任) システム開発室長就任 2021年7月 経理部長就任(現任)</p>	46,300株
	<p>(選任理由) 大貫春樹氏は、長年外食業界に従事し、近年は当社の管理部門を統括し、豊富な経験と実績を有しており、当社のガバナンス強化に手腕を発揮しておりますことから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数
④	おもと ひさのり 根本 央紀 (1976年11月13日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>	1995年4月 八光商事株式会社(現株式会社八光笹屋ホテル) 入社 1997年4月 株式会社水明荘 入社 1997年8月 株式会社司旅館ホテル沼津キャッスル 入社 2000年4月 株式会社プロスパー 入社 2001年5月 株式会社ホリイプロジェクト(現当社統合)入社 2010年4月 商品開発部長就任(現任) 2020年4月 企画開発本部長就任 2020年6月 当社取締役就任(現任) 2021年4月 営業管理本部長就任	14,300株
(選任理由) 根本央紀氏は、当社の商品戦略の中心的な立場で、食材の発掘から調達、メニュー開発まで幅広い知識と見識を有しており、当社の企業価値向上に手腕を発揮していることから、引き続き取締役候補者といたしました。			
⑤	ごとう ひろゆき 後藤 浩之 (1980年11月10日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>	2004年4月 株式会社キング 入社 2005年8月 有 限 会 社 THE BHOJAN INTERNATIONAL(現株式会社TBIホールディングス) 入社 2009年10月 株式会社TBIFOODS(現株式会社TBIJAPAN) 代表取締役就任 2015年4月 株式会社TBI(現株式会社TBIホールディングス) 執行役員副社長就任 2015年6月 株式会社TBIJAPAN 取締役就任 2017年6月 当社取締役就任(現任) 2018年6月 当社取締役副社長就任 2019年3月 株式会社TBIホールディングス 代表取締役就任(現任) 2019年4月 株式会社TBIJAPAN 代表取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社TBIホールディングス 代表取締役 株式会社TBIJAPAN 代表取締役	—
(選任理由) 後藤浩之氏は、当社グループの代表として豊富な経験と幅広い見識を有していることに加え、当社の経営全般に対して適切な監督を行い企業価値の向上に寄与するものと考え、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数
⑥	<p style="text-align: center;">たなか しんじ 田中 伸治 (1968年2月2日)</p> <p style="text-align: center;">再 任</p>	<p>1988年4月 トキコテクノ 入社 1997年3月 株式会社メインマート 入社 2005年9月 ファースト・パートナーズ・グループ株式会社 入社 2008年2月 ロングリーチコンサルティング株式会社設立 代表取締役就任 2013年7月 株式会社TBI(現株式会社TBIホールディングス) 入社 執行役員就任 2013年9月 株式会社TBI(現株式会社TBIホールディングス) 取締役管理本部長就任 2015年4月 株式会社TBI(現株式会社TBIホールディングス) 執行役員管理本部長就任(現任) 2020年6月 当社取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社TBIホールディングス 執行役員管理本部長</p>	—
<p>(選任理由) 田中伸治氏は、当社グループの管理本部長として、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営推進とコーポレートガバナンスの強化に適任と考え、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
⑦	<p style="text-align: center;">よつくら ひろゆき 四ツ倉 宏幸 (1962年4月3日)</p> <p style="text-align: center;">再 任</p> <p style="text-align: center;">社 外</p> <p style="text-align: center;">独立役員</p>	<p>1981年4月 関東信越国税局採用 2013年8月 関東信越税理士会登録 2013年8月 エスティコンサルティング株式会社取締役就任 2013年9月 エスティ税理士法人(現税理士法人Y&パートナーズ) 代表社員就任(現任) 2015年6月 当社取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) 税理士法人Y&パートナーズ 代表</p>	3,400株
<p>(選任理由) 四ツ倉宏幸氏は、税理士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、執行を行う経営陣から独立した客観的な立場での提言や助言をいただけるものと期待しております。経営体制強化など、当社のコーポレートガバナンス強化に資するものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者四ツ倉宏幸氏は社外取締役候補者であります。
- なお、当社は四ツ倉宏幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合引き続き独立役員となる予定です。

3. 四ツ倉宏幸氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって7年になります。
4. 当社は、後藤浩之、田中伸治及び四ツ倉宏幸の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度額としており、各氏が再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。本議案をご承認いただいた場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新する予定です。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、次の監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
①	うらべ ひろし ト部 弘志 (1960年11月10日)	1984年4月 土浦信用金庫 入庫 2003年1月 水戸信用金庫 入庫 2022年5月 当社入社	—
	新任 (選任理由) ト部弘志氏は、長年にわたる金融機関での豊富な経験と実績を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の業務執行を監査・監督できるものと判断し、監査役候補者といたしました。		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数
②	<p>とむら しゅういち 戸村 修一 (1950年5月13日)</p> <p>再任</p> <p>社外</p>	<p>1969年4月 関東信越国税局総務部総務課採用 1970年3月 水戸税務署管理・徴収部門大蔵事務官 1999年7月 竜ヶ崎税務署法人税部門統括国税調査官 2000年8月 関東信越税理士会登録 2003年9月 当社監査役就任(現任) (重要な兼職の状況) 戸村修一税理士事務所 代表</p>	21,800株
	<p>(選任理由) 戸村修一氏は、過去に当社の監査役を18年9ヶ月間務め、当社の事業内容等に精通しており、また、税理士として培われた専門的な知識・経験等を有していることから、客観的かつ公正な立場で取締役の執行を監査・監督できるものと判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。</p>		
③	<p>なかむら たけひろ 中村 岳広 (1975年5月15日)</p> <p>再任</p> <p>社外</p> <p>独立役員</p>	<p>2003年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 2009年1月 中村岳広公認会計士事務所開設 2014年12月 有限責任監査法人ひばりパートナー就任 2018年6月 当社監査役就任(現任) 2021年7月 中村岳広税理士事務所開設 (重要な兼職の状況) 中村岳広公認会計士事務所・税理士事務所 代表</p>	—
	<p>(選任理由) 中村岳広氏は、公認会計士・税理士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の業務執行を監査・監督できるものと判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者戸村修一氏及び中村岳広氏は社外監査役候補者であります。なお、当社は中村岳広氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合引き続き独立役員となる予定です。
3. 戸村修一氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって18年9ヶ月となります。
4. 中村岳広氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は、戸村修一氏及び中村岳広氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度額とし

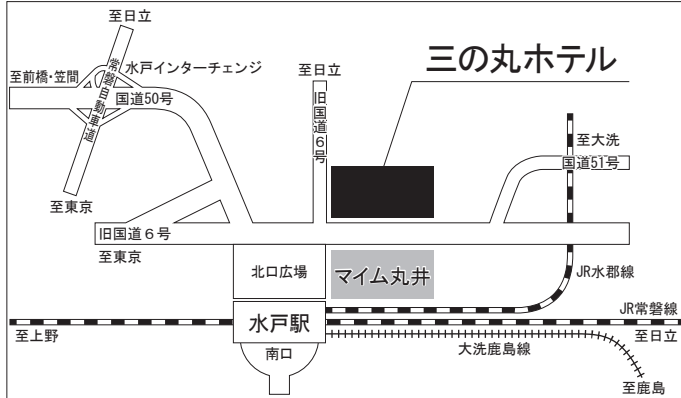
ており、両氏が再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。またト部弘志氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

6. 当社は、監査役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することとなる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に係わる請求による損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が原案通り選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しております。

以 上

【株主総会会場ご案内図】

茨城県水戸市三の丸 2-1-1
水戸三の丸ホテル 3階 ジェンティール
電話番号:029-221-3011



JR水戸駅北口より徒歩2分